

第192号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、<b>100分の115</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、「<b>100分の115</b>」とあるのは「<b>100分の65</b>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	在職期間	割合	(略)	(略)	<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、<b>100分の125</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、「<b>100分の125</b>」とあるのは「<b>100分の70</b>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	在職期間	割合	(略)	(略)
在職期間	割合								
(略)	(略)								
在職期間	割合								
(略)	(略)								

第2条 八王子市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(期末手当) 第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、<u>「100分の120」</u>とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	在職期間	割合	(略)	(略)	<p>(期末手当) 第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、<u>「100分の115」</u>とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	在職期間	割合	(略)	(略)
在職期間	割合								
(略)	(略)								
在職期間	割合								
(略)	(略)								

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。